

## 山口市畜産振興対策事業実施及び補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高品質で安全な畜産物の生産並びに農業者の経営の安定を図ることを目的として実施する、山口市畜産振興対策に関する事業の実施及び当該事業に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の名称等)

第2条 この要綱に基づいて実施する事業(以下「事業」という。)の名称、事業の目的・内容及び採択基準並びに事業実施期間は、別表に定めるとおりとする。

(補助の対象等)

第3条 市長は、事業実施者(以下「実施者」という。)が行う事業に要する経費につき、予算の範囲内で当該実施者に対し補助するものとする。

2 前項の規定による補助の対象になる事業の経費及び当該経費に対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 前条の規定による補助金の交付の申請をしようとする実施者は、別に定める補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を当該実施者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第6条 前条の規定による通知を受けた実施者は、当該通知に係る補助金の交付の決定のあった内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(変更の承認申請等)

第7条 実施者は、事業の内容について変更を加えようとするときは、あらかじめ、山口

市畜産振興対策事業補助金変更承認申請書(別記第2号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容について適正であると認めるときは、その旨を実施者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 実施者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 実施者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに山口市畜産振興対策事業補助金実績報告書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、実施者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める補助金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、第5条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

3 実施者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、山口市畜産振興対策事業補助金概算払請求書(別記第5号様式)により、市長に請求しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 実施者は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助金の交付の決定のあった年度の翌年度から起算して5か年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第13条 市長は、事業の施行上必要があると認めるときは、実施者に対して報告を求

め、若しくは事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 市長は、実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該実施者に対し期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年10月1日から施行し、平成19年度分の事業及び補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行し、平成22年度分の事業及び補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行し、平成23年度分の事業及び補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行し、平成25年度分の事業及び補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の事業及び補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の事業及び補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の事業及び補助金から適用する。

別表(第2条、第3条関係)

事業の名称	実施者	事業の目的・内容及び採択基準	補助対象事業費	補助率	事業実施期間
うるおいみつばち ブンブン事業	山口市を管内とする山口県養蜂農業協同組合各支部	<p>○事業の目的 女王蜂の増産により、蜂群の安定供給を図る。</p> <p>○採択基準 次の要件を満たすこと 山口市を管内とする山口県養蜂農業協同組合各支部の組合員が、山口市内の養蜂家に配布した女王蜂であること。</p>	女王蜂の増産に係る経費とする。	補助対象事業費の1/2以内とする。ただし、400,000円を限度とする。	令和4年度 ～ 令和6年度

別記第1号様式(第4条関係)

山口市畜産振興対策事業補助金交付申請書

年 月 日

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者  
電話番号  
担当者名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、山口市畜産振興対策事業実施及び補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の名称

2 事業の目的・内容

3 経費の配分

(単位:円)

事業の名称	総事業費	負担区分		備考
		市補助金	その他	

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 収支予算

(1)収入の部

(単位:円)

区分	本年度予算額	備考
1 市補助金		
2 その他		
合計		

(2)支出の部

(単位:円)

区分	本年度予算額	備考
合計		

6 その他

別記第2号様式(第7条関係)

山口市畜産振興対策事業補助金変更承認申請書

年 月 日

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者  
電話番号  
担当者名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった山口市畜産振興対策事業の実施については、下記のとおり変更したいので、山口市畜産振興対策事業実施及び補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の名称

2 変更の理由・内容

(注)以下別記第1号様式の記に準じて作成することとし、上段に( )書きで変更前、下段に変更後を記載すること



別記第3号様式(第9条関係)

山口市畜産振興対策事業補助金実績報告書

年 月 日

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者  
電話番号  
担当者名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった山口市畜産振興対策事業について、下記のとおり実施したので、山口市畜産振興対策事業実施及び補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の名称

2 事業の目的・内容

3 経費の配分

(単位:円)

事業の名称	総事業費	負担区分		備考
		市補助金	その他	

4 事業完了年月日 年 月 日

5 収支決算

(1)収入の部

(単位:円)

区分	本年度決算額	備考
1 市補助金		
2 その他		
合計		

(2)支出の部

(単位:円)

区分	本年度決算額	備考
合計		

6 その他

別記第4号様式(第11条関係)

山口市畜産振興対策事業補助金交付請求書

年 月 日

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者  
電話番号  
担当者名

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった山口市畜産振興対策事業補助金について、補助金 円を交付されるよう、山口市畜産振興対策事業実施及び補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

(単位:円)

事業の名称	交付決定額	既受領額	今回請求額

金融機関	銀行・信用金庫・農協			支店・支所				
	預金種別	普通・当座	口座番号					
(フリガナ) 口座名義								



別記第5号様式(第11条関係)

山口市畜産振興対策事業補助金概算払請求書

年 月 日

山口市長 様

所在地  
団体名  
代表者  
電話番号  
担当者名

年 月 日付け 第 号により交付決定通知がありました山口市畜産振興対策事業補助金について、事業遂行上必要があるので補助金 円を概算払により交付されるよう、山口市畜産振興対策事業実施及び補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

(単位:円)

事業の名称	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額

金融機関	銀行・信用金庫・農協		支店・支所					
預金種別	普通・当座	口座番号						
(フリガナ) 口座名義								